

長井市小規模修繕受注希望者登録申請の受付について(追加登録の受付)

長井市小規模修繕受注希望者の追加登録について、下記により受付いたします。

※昨年登録した方は必要ありません。

1 受付期間 ; 令和8年2月2日（月）～3月2日（月）（土、日、祝日は除く）

受付時間 ; 9時00分～12時00分、13時00分～17時00分

2 提出資料について

番号	提出書類	備考
①	申請書（ホームページに掲載。財政課でも準備しています。）	・各項目とも注意事項等を熟読の上記入してください。 ・希望職種欄には、 <u>別表（裏面）</u> を参考に記入してください。
②	法人 登記事項証明書	※「写し」でも結構です。
	個人 個人番号カード、運転免許証、健康保険証等で氏名・住所が確認できるもの	
③	納税証明書	市民課で請求してください（※「写し」でも結構です） ・法人にあっては法人市民税、固定資産税等（令和6年度分） ・個人にあっては市民税、固定資産税等（令和6年度分） ・非課税の方は非課税証明書
④	希望業種を履行するため必要な資格、免許証等の写し	必要なければ結構です。

※必要書類をホッチキス止めの上、提出ください。

3 変更（廃止、辞退）届

- 必要書類の提出後において、申請事項の変更があったとき、又は廃止したとき、若しくは辞退したいときは、すみやかに変更（廃止、辞退）届の提出をお願いします。

4 登録の有効期間

- 令和8年4月1日～令和9年3月31日（1年間）

5 書類提出先

〒993-8601 長井市栄町1番1号 長井市財政課（担当：遠藤）

6 お問い合わせ先

長井市財政課 TEL 0238-82-8003（内線280）

別 表

小規模修繕等の種類及びその具体的内容

No	小規模修繕の種類	具体的な内容
1	建築一式	建物等の修繕で種類が複数に及ぶもの
	大工	大工、型枠、造作、これらに類するもの
2	屋根・板金	屋根葺き、板金加工取付、これらに類するもの
3	電気	送配電設備、構内電気設備、構内照明設備、これらに類するもの
4	塗装	塗装、これに類するもの
5	管	空調設備、給湯設備、ガス管配管、暖冷房設備、ダクト、これらに類するもの
6	ガラス	ガラス加工取付、これに類するもの
7	建具	サッシ、シャッター、ふすま、金属製、木製建具、これらに類するもの
8	畳	畳
9	その他	左官、モルタル、内装仕上、各施設機械器具、これらに類するもの

なお、上記に定める修繕であっても、次に該当する修繕については対象外となります。

- ・水道、下水道の市の指定店としての登録がないとできない修繕
- ・特殊な設備の修繕や特別な技術を要する修繕
- ・特に緊急を要する修繕